



四国税理士会報

第470号
2025.4.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 秋山 千枝
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



ネモフィラ

撮影者 高松支部 小林 芳弘

主な記事

高松国税局からのお知らせ
業務対策部ニュース

あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

目次

○ 3 月 の 会 務 . . . 3	
・ 諸規定の変更案を議決	理事会
・ 第8回常務理事会及び第5回理事会提出議題を協議	正副会長会
・ 令和7年度事業計画案及び予算案を協議	総務部会
・ 令和7年度重点事業及び予算案を協議	制度部会
・ 税務調査に関するアンケート等について協議	調査研究部会
・ 確定申告期及び税理士記念日の対外広報結果等を確認	広報部会
・ 租税講座と寄附講座の統合について協議	租税教育推進部会
・ 次年度の活動方針等を協議	公益活動対策部会
○ 潮 流 . . . 6	
・ 税理士法を読んでみましょう	専務理事 岩佐 誠志
○ 日 税 連 会 議 出 席 報 告 . . . 11	
○ 確定申告期の協力に対する 高松国税局長からのお礼状 . . . 12	
○ 高松国税局からのお知らせ . . . 13	
・ 税務署窓口における取組について	
○ 業 務 対 策 部 ニ ュ ー ス . . . 14	業務対策部
・ 「税理士業務のデジタル化 取組事例50」の公開	
・ 「税理士紹介名簿」の廃止について	
○ 研 修 会 の ご 案 内 . . . 15	
○ 今 昔 物 語 . . . 16	藤原 茂 (徳島支部)
・ 阿南税務署の今昔物語	
○ TAINS インフォメーション . . . 18	情報化対策部
○ 税 の 広 場 . . . 19	
・ 消費税の期限内納付のために計画的な納税資金の積み立てを!	
・ 簡単・便利な電子納税 ～特に自動ダイレクト～	
○ 会 員 異 動 . . . 23	
○ 編 集 後 記 . . . 24	広報委員 松井 志郎

表紙写真説明

タイトル ネモフィラ

コメント 香川県国営讃岐まんのう公園にて。ネモフィラは4月上旬～4月下旬に見頃を迎えます。みなさん、ぜひリラックスしに行きませんか？

撮影者 高松支部 小林 芳弘

3月の会務

日	会議・行事名	主な内容
18	第3回総務部会（ウェブ）	令和7年度事業計画案及び予算案等
	第4回制度部会（ウェブ）	令和7年度重点事業及び予算案を協議
	第3回公益活動対策部会（ウェブ）	次年度の活動方針等を協議
19	第11回正副会長会（ウェブ）	第8回常務理事会及び第5回理事会提出議題
	第3回広報部会（ウェブ）	令和7年度事業計画案及び予算案等
20	第6回調査研究部会（ウェブ）	税務調査に関するアンケート等について協議
21	第3回租税教育推進部会	租税講座と寄附講座の統合について協議
24	第8回常務理事会	第5回理事会提出議題等
	第5回理事会	四国税理士会役員選任規則の一部変更案等
25	第4回情報化対策部会（ウェブ）	デジタルフォーラムの開催等
27	第12回広報部編集企画会議（ウェブ）	会報第470号（4月号）の編集・校正等

理事会

3月24日開催

諸規定の変更案を議決

令和6年度最後の理事会が3月24日、税理士会館において開催された。

当会議では、①四国税理士会役員選任規則の一部変更案②四国税理士会役員選任施行細則の一部変更案③四国税理士会旅費規程の一部変更案④四国税理士会事務局職員服務規程の一部変更案⑤四国税理士会定年退職者再雇用に関する規程の一部変更案⑥支部及び県連交付金一などを主な議題として併せて8項目の議決事項を承認した。

（議決事項）

1. 四国税理士会役員選任規則の一部変更案
2. 四国税理士会役員選任施行細則の一部変更案

越智制度部長から、四国税理士会役員選任規則の一部変更案並びに四国税理士会役員選任施行細則の一部変更案について、①選挙期



理事会で挨拶をする浜崎会長

日②選挙運動③投票依頼文書④ホームページへの所信表明演説の掲載一などの説明が行われた。

以後各々採決に移り、全会一致で可決承認した。

3. 四国税理士会旅費規程の一部変更案

石井総務部長から、昨今の物価高騰並びに宿泊費増加に伴う四国税理士会旅費規程の一部変更案について説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。変更点（要旨）は次のとおり

車賃：用務地が会員の事務所と同一市町村の場合4,000円

上記以外5,000円（2,500円×2）

宿泊料：1泊18,000円（ただし用務地が国家

公務員等の旅費に規定する内国旅行の甲地方である場合20,000円)

4. 四国税理士会事務局職員服務規程の一部変更案

石井総務部長から、四国税理士会事務局職員服務規程の一部変更案について説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

5. 四国税理士会定年退職者再雇用に関する規程の一部変更案

石井総務部長から、四国税理士会定年退職者再雇用に関する規程の一部変更案について説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

6. 支部及び県連交付金

河内専務理事から、支部については1人当たり月額1,000円、県支部連合会には、1県当たり300万円の交付金を支給することとしたとの説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

7. 令和7年度四国会及び日税連被表彰者

石井総務部長から、本会及び日税連が定める表彰基準を満たし、各々の定期総会の席上で表彰する各号の該当者について提案が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

8. 会費免除申請

西村財務部長から、会費免除申請については、財務部会で審議した結果、四国税理士会会費免除細則第2条第1項第1号に該当するため、令和7年度分について、会費の全部を免除することとしたとの説明が行われた。

以後採決に移り、全会一致で可決承認した。

(協議事項)

1. 令和8年度税制改正に関する意見書

烏谷調査研究部長から、調査研究部において取りまとめた標記意見書は、重要な改正要望事項として、3項目、基本的な改正要望事項として①所得税関係7項目②法人税関係5項目③相続税・贈与税関係5項目④消費税関係5項目⑤国税共通4項目⑥地方税関係8項目⑦国税通則法・納税環境整備関係4項目⑧その他・改善要望等に関する事項9項目一の計50項目の意見が盛り込まれているとの説明が行われた。

質疑の後、本案を決定し、日税連に提出することとした。

(報告事項)

1. 令和6年度決算の見込額

西村財務部長から、常務理事会で承認された予備費の支出を含めた令和6年度収支計算書の3月末見込額の説明があり、約832万円のマイナス収支差額が生じる見込みであるとの説明が行われた。

2. 「税理士記念日」行事の実施結果

大西専務理事から、2月23日の「税理士記念日」に各支部で実施された無料税務相談等の行事及び各県の地元新聞・テレビ等を媒体に行った対外広報の結果報告が行われた。

3. 各部・委員会からの報告

【総務部】

- ・表彰規程について今後見直しが行われる予定である。
- ・税理士賠償責任保険について、今までは一律補助金だったが、今後方針を変え支部ごとの加入促進の実費精算となる予定のため、ご協力をお願いしたい。
- ・現在税務署に設置している税理士掲示板について撤廃の検討が行われており、今後新規の設置は控えるようお願いしたい。

【制度部】

- ・第7回税理士実態調査の結果が日税連ホームページにアップされている。ぜひご参照いただきたい。

【調査研究部】

- ・令和8年度税制改正に関する意見書は、3月31日に日税連に提出する予定である。

【業務対策部】

- ・日税連にて作成した「税理士業務のデジタル化取組事例50」が1月に公表されているので、ぜひ利用していただきたい。

【綱紀監察部】

- ・昨年12月に名義貸し行為の事例集をホームページにアップしている。参考にさせていただきたい。

【租税教育推進部】

- ・現在「教員養成大学への寄附講座」並びに「税理士による租税講座」の統合が検討されている。また決定次第ご報告したい。

【情報化対策部】

・第六世代電子証明書について、現在周知動画を日税連にて作成中である。5月から会員向けに公開予定である。

【公益活動対策部】

・会報2月号に登録政治資金監査人座談会の記事を掲載しているの、またご確認いただきたい。

【中小企業対策部】

・3月17日四国経済産業局とのウェブ研修を収録した。4月24日に公開予定である。

4. 令和7年度会議開催計画

岩佐専務理事から、令和7年度の会議開催計画の説明が行われた。

懇談会③税務研究所研究発表会—などについて説明が行われた。

4. その他当面の諸問題

令和7年税理士会総会日程等について協議した。

総務部会

3月18日開催(ウェブ会議)

令和7年度事業計画案及び予算案を協議**1. 日税連会議出席報告**

石井部長から、2月10日開催の日税連総務部会の出席報告として、①税理職業賠償保険の加入促進方策②表彰制度③税理士会における会員情報の取扱い—などの報告が行われた。

2. 令和6年度事業報告

石井部長から、①各支部等との連携②会務の円滑な運営と合理化③グループウェアの導入に係る利用促進④会則・規則⑤デジタル化に向けて⑥税務当局や関係諸団体との連絡調整⑦災害対応⑧女性会員及び若手会員の会務参画⑨国際交流の促進⑩関係諸団体の周知及び促進—など事業報告が行われた。

3. 令和7年度事業計画案及び予算案

総務部の事業計画については、次の12項目を決定した。

- (1) 各支部等との連絡を密にして、各支部等が実施する施策を支援する。また、連携を深めるため、福利厚生事業を実施する。
- (2) 会務の円滑な運営を図るため、日税連及び各部・各委員会との連携を高め、ウェブ会議、ペーパーレス会議等の効果的な活用を図る。
- (3) 情報化対策部やデジタル化対策PTとも連携し、新たなグループウェア導入にあたり、活発な利用促進や利便性の向上等について検討を進めてゆく。
- (4) 本会ホームページ上でシステム化された会則・規則類集について、利用しやすいシステムとなるよう検討を進める。
- (5) 電磁的方法による会員への通知等の方法

正副会長会

3月19日開催(ウェブ会議)

第8回常務理事会及び第5回理事会提出議題を協議**1. 第8回常務理事会及び第5回理事会提出議題**

3月24日に開催される、第8回常務理事会及び第5回理事会の提出議題の中で、①四国税理士会役員選任規則の一部変更案②四国税理士会役員選任施行細則の一部変更案③四国税理士会旅費規程の一部変更案④四国税理士会事務局職員服務規程の一部変更案⑤四国税理士会定年退職者再雇用に関する規程の一部変更案⑥租税教育に関する実施要領の全部変更案⑦支部及び県連交付金—などについて協議した。

2. 研修部からの具申

河内専務理事から、研修部からの具申として、研修事業の予算の在り方について①研修事業の分担金②研修用ノートパソコン並びにバーコードスキャナーの購入—について説明が行われた。

3. 令和7年度会議開催計画案

令和7年度開催予定である①県別ソフトボール大会②光州地方税務士会との国際交流

- について、より一層の周知、広報等に努める。
- (6) 文書管理等のデジタル化に向け、本会、各支部等における事務負担を軽減できるよう外部業者への委託等の方策も検討し、より一層進める。
- (7) 税務当局や関係諸団体との連絡調整に努め、信頼関係を確立する。
- (8) 災害発生等緊急時における諸対策の確認、意識の醸成等に努める。
- (9) 女性会員及び若手会員の会務参画を促進すべく検討を行う。
- (10) 国際交流を促進し、関係情報の収集と活用を図る。
- (11) 会則、規則その他の諸規定の適宜な見直しに努める。
- (12) 日本税理士企業年金基金、税理士職業賠償責任保険、ぜいたいきょう、日本税務

研究センター及び日本税理士共済会の周知及び加入を促進する。

また、予算案は全体会議6回(うちウェブ会議3回)、ソフトボール大会実行委員旅費、会則規則類集の見直し、電磁的方法による通知チラシ作成費等を要求することとした。

4. 令和7年度四国税理士会及び日税連被表彰該当者

石井部長から、本会及び日税連が定める表彰基準を満たし、各々定期総会の席上で表彰する各号の該当者について提案があり、全会一致で承認し3月24日開催の理事会に提出することとした。

5. その他

①県別ソフトボール大会の開催②電磁的方法による通知のチラシの作成—などを検討した。



税理士法を読んでみましょう

思い込みや慣例は、日常に問題がなければやり過ぎられることが多いし、特に注意されることなどありません。しかしそれが思考の硬直化につながり自身の業務に支障をきたすようになると話は別です。

我々税理士は租税に関する法令を始め、各種の「法」を常に意識しながら業務を行っています。その中には当然税理士法も含まれているはずですが、税理士法など読まなくても事務所経営はできてしまうという思い込みが業界内に存在していることも事実です。

私も会務に関わるが増え、専務理事という立場から新人の先生方に税理士法の大切さを伝えるようになって初めてその事を意識するようになりました。

先日、東京の案件でしたが、ある会社の法人税申告書別表1の税理士署名欄に公認会計士〇〇と書かれた申告書に出会いました。この申告書を作成した方は税理士登録をしているみたいでしたが、残念ながら税理士法は一度も読んだことはないのだろうと容易に想像できました。(これを機会に税理士法第33条に目を通してみてください)

税理士法は九つの章と附則に分かれています。税理士になる要件を満たし、登録が完了した者であれば第1章「総則」の6条文、第4章「税理士の権利及び義務」の19条文、第5章「税理士の責任」の8条文、合計で33条文に目を通しておけば初歩的な間違いは起こさなくて済みます。

例えば、個人で開業している先生の事務所で「〇〇会計事務所」「〇〇税務会計事務所」という看板を見かけるたびに、本当に税理士法を読んだ上でこの名称を選んだのかと疑問に思うことが多々あります。税理士法第40条には「税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する」とはっきり書かれているからです。思い込みや慣例にとらわれず、今一度しっかり税理士法に目を通すというのも新たな発見につながり業務の向上に寄与するかもしれません。皆様の事務所のご発展を心より祈念しております。

(専務理事 岩佐 誠志)

制度部会

3月18日開催(ウェブ会議)

令和7年度重点事業及び予算案を協議

1. 令和6年度事業報告

越智部長から、①税理士法に関する調査研究②会則、その他諸規則の整備、改善③組織機構、運営制度の合理化及び活性化④第7回税理士実態調査の周知一などを中心に事業報告が行われた。

2. 令和7年度重点事業及び予算案

重点事業を次のとおり決定し、正副会長会に上程することとした。

- (1) 税理士法に関する調査研究を行い、会員への周知を図る。
- (2) 会則、その他諸規則の整備改善を図る。
- (3) 組織機構及び運営制度の合理化及び活性化を図る。

また、予算案は全体会議7回(うちウェブ会議5回)、会議費、税理士実態調査結果周知費等を要求することとした。

3. 四国税理士会役員選任規則の一部変更案

越智部長から、四国税理士会役員選任規則の一部変更案について、役員選挙管理委員会での協議を受け、修正を行った点を中心に説明が行われた。

4. 租税教育に関する実施要領の全部変更案

越智部長から、前回租税教育推進部から提出のあった租税教育に関する実施要領の全部変更案について、再度提出された変更案について説明が行われ、承認後、正副会長会へ上程することとした。

5. その他

越智部長から、2月8日開催の日税連制度部会の出席報告として、第7回税理士実態調査の集計結果を中心に説明が行われた。

調査研究部会

3月20日開催(ウェブ会議)

税務調査に関するアンケート等について協議

1. 令和8年度税制改正に関する意見書の作成

烏谷部長から、現時点での意見書案について内容の確認が行われた。

2. 令和6年度事業報告

烏谷部長から、①令和8年度税制改正に関する意見書②税務調査に関するアンケート③香川大学大学院法学研究科での講座開催一などを中心に事業報告が行われた。

3. 令和7年度事業計画案及び予算案

調査研究部の事業計画を次のとおり決定した。

- (1) 税務行政及び租税制度に関する所要の建議及び要望案(以下、「税制改正建議」という)を策定する。
- (2) 税務調査に関するアンケートを実施する。
- (3) 税制建議等及び税務調査に関するアンケートについては、税理士会務及び会員の実務に活かすことを目的として、会員の意見が多く取り上げられるように務めるとともに、その内容及び結果を会報誌等を通じて周知する。
- (4) 税務研究所と連携し、税理士業務に関連する会計制度、商事法令等についての調査研究を進める。

また、予算案については、全体会議7回(うちウェブ会議4回)とするほか、調査研究部拡大会議、公開研参加費、税務調査に関するアンケート実施費、またそれに伴う回答システム構築費等を要求することとした。

4. 税務調査に関するアンケートの実施

昨年のアンケート結果を基に多少項目を修正し、来年度も実施することとした。また、昨年同様のネット回答での実施に伴うアンケート回答システム保守費用等について協議した。

広報部会

3月19日開催(ウェブ会議)

確定申告期及び税理士記念日の対外広報結果等を確認

1. 令和6年度事業報告

秋山部長から、令和6年度の事業報告として、次の5項目の説明が行われた。

- (1) 会務等の適時・的確な伝達
- (2) 効果的な対外広報
- (3) 職業説明会の実施
- (4) ホームページの充実
- (5) 「税理士による租税講座」の支援
- (6) © 税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」の普及定着の支援

2. 令和7年度事業計画案及び予算案

秋山部長から、事業計画案の提案があり、次のとおり決定した。

- (1) 税理士会報の充実を図り、会務等の伝達を適時・的確に行う。
- (2) ホームページの充実・改善を図る。
- (3) 税理士制度の理解と信頼を深めるため、対外広報活動を効果的に推進する。
- (4) 日税連が行う租税講座並びに職業説明会を支援する。

また、令和7年度予算については、全体会議3回、編集企画会議12回のほか、租税講座旅費、新春対談及び取材費、職業説明会費用などを具体的に検討し、予算案を一部修正して予算要求することとした。

3. 確定申告期及び税理士記念日の対外広報

確定申告期及び税理士記念日の対外広報として、各県委員から日税連制作のCM素材や独自の素材を使用し、各県の実情に応じて新聞広告・テレビCM・テレビ出演などを行ったとの報告が行われた。

4. ホームページの更新等

秋山部長から、四国会ホームページの現況報告がなされ、今後の更新項目や改善箇所について検討した。

また、今後「税理士の方へ」の運用について

でも検討した。

5. 会報第467～469号の発行報告

会報第467号～469号の発行について報告がなされた。

6. 会報第470・471号の編集計画

470・471号の会報担当表

号数	470号	471号	
発行日	4月10日	5月10日	
原稿の締め切り	2月28日	3月31日	
担当	表紙写真	香川	愛媛
	税の広場	愛媛	徳島

7. 今後の特集記事として取り上げる事項

今後の特集記事として取り上げるべき事項、編集方針などを協議した。

8. その他

①租税講座の開催②にちぜいくんバッジの販売一などを検討した。

租税教育推進部会

3月21日開催

租税講座と寄附講座の統合について協議

1. 令和6年度事業報告

橋本部長から、令和6年度事業報告が行われた。

2. 令和7年度事業計画案及び予算案

租税教育推進部の事業計画については、次の2項目を決定し、正副会長会に上程することとした。

- (1) 社会貢献活動としての租税教育等の普及・推進・充実を図る。
- (2) 日税連が行う教員養成大学寄附講座を支援する。

また、予算案は全体会議3回(うちウェブ会議1回)のほか、寄附講座打合せ旅費、租税教室謝金等を要求することとした。

3. 租税教室の実施結果

各県ごとに、租税教室の実施状況並びに問題点等を確認した。

4. 租税教育に関する実施要領の全部変更案

前回制度部に提出した租税教育に関する実施要領の全部変更案について、指摘のあった箇所を修正し再度提出することとした。

5. 租税講座と寄附講座の統合

令和9年度より、「税理士による租税講座」並びに「教員養成大学への寄附講座」が統合されることに伴い、広報部より秋山広報部長並びに鍛広報委員に陪席を依頼し、今後の方向性等を協議した。

6. その他

①他会での租税教育に関する研修会②5月8日の高松国税局との租税教育推進に関する協議会—などについて協議した。

成年後見制度に関する無料相談及びセミナー
⑤成年後見人等養成研修—の事業報告が行われた。

4. 令和7年度事業計画案及び予算案

徳井部長から公益業務支援部の事業計画案の提案があり、次のとおり決定した。

- (1) 地方公共団体等の監査制度に関する研修の拡充を図り、監査委員等への税理士の登用に向けた選任要請活動を行う。
- (2) 政治資金監査制度の動向を注視し情報収集に努めるとともに、会員に対する政治資金監査制度の理解促進に向けた施策を実施する。
- (3) 日税連公益業務支援部と連携し、相続、遺言、信託及び任意後見等に関する研修等の企画、運営を図るとともに、これらの業務について行政、司法機関はじめ各種団体との連絡調整を行う。
- (4) 成年後見制度に関する法律及び第二期成年後見制度利用促進基本計画に向け、次の事業を実施する。

- ①自治体の協議会や地域連携ネットワークへの税理士会の参画要請
- ②成年後見制度を中心とした権利擁護支援及び信託制度に関する研修等の実施
- ③成年後見人等受任者や受任希望者等に対する支援体制の拡充
- ④成年後見人等養成研修の拡充及び履修者名簿登載者の増員
- (5) 成年後見人制度に対する税理士会の役割や取組の周知を図るため、次の事業を実施する。

- ①「成年後見及び相続税・贈与税に関する無料相談」の実施
- ②会員及び一般市民を対象とした研修や相談の実施
- ③家庭裁判所や自治体、関係協力団体との連携強化

令和7年度予算案については、全体会議4回(うちウェブ会議2回)等のほか、成年後見賠償責任保険料の補助を要求することとした。

5. その他

令和7年度地方公共団体に対する外部監査人・監査委員等への選任要請活動に係る補助金の支給などについて協議した。

公益活動対策部会

3月18日開催(ウェブ会議)

次年度の活動方針等を協議

1. 日税連公益活動対策部会の出席報告

徳井部長から12月10日開催の日税連公益活動対策部会の出席報告として、①地方公共団体監査制度実務研修②当部の事業等③地方公共団体に対する外部監査人・監査委員等への選任要請活動に係る補助金の支給④令和6年度公益活動概況報告⑤令和7年度事業計画案及び予算案—などの説明が行われた。

2. 日税連成年後見支援センター会議の出席報告

井上センター長から12月12日開催の日税連成年後見支援センター会議の出席報告として、①日税連成年後見支援センターの事業②令和7年度成年後見制度研修③成年後見制度利用促進に向けた連携等の活動に係る補助金④成年後見制度に関する無料相談等⑤令和7年度事業計画案及び予算案—などの説明が行われた。

3. 令和6年度事業報告

徳井部長並びに井上センター長から①日税連主催地方公共団体監査制度実務研修②地方公共団体に対する監査委員等専任要請活動③政治資金監査人就任者による座談会の開催④

〈お詫び〉

会報第469号P.5「綱紀監察部会」において、印刷会社の編集ミスにより記載漏れがありましたので、訂正して再掲させていただきます。

今後このようなことがないように十分注意して参りますので、今後ともご協力賜りますようお願い申し上げます。

綱紀監察部会

1月24日開催

会員の綱紀保持のための施策を協議

1. 日税連綱紀監察部会の出席報告

北山部長から、11月29日開催の日税連綱紀監察部会の出席報告として、①事業計画及び予算②税理士法違反の未然防止③会費滞納者の対応一などの説明が行われた。

2. 会員の綱紀保持

北山部長から、会員の綱紀保持の対策として、会報2月号に「使命達成と品位保持のお願い」文書を同封することなどの提案説明があり、協議決定した。

3. 令和7年度事業計画案及び予算案

令和7年度の重点事業については、次の11項目をベースとして、日税連での変更を加え、提出することとした。

- 1 税理士の倫理の高揚と品位の保持を図る。
- 2 「綱紀のしおり」「事務所職員の心得」の活用を図り、規律違反の未然防止に努める。
- 3 綱紀保持に関する国税当局との協議会及び会員向け研修会の開催を推進する。
- 4 非税理士防止のため、会員の税理士証票呈示、会員章着用及び署名義務の徹底を図るとともに、非税理士との業務提携及び名

義貸し行為に対しては、速やかに調査をして排除に努める。

- 5 二カ所事務所等の税理士法違反行為等における未然防止策を検討する。
- 6 事務所の内部規律等の指針に基づく使用人等に対する監督義務が適正に履行されるよう未然防止策を検討する。
- 7 記帳代行会社等の税理士法違反行為に関する情報を広域的に収集し、所要の措置を講ずる。
- 8 税理士の業務広告（特にインターネットによるホームページ等）について会員との連絡調整を図るとともに、比較広告等を行う周旋業者の情報収集等の対応に努める。
- 9 綱紀監察事案に関する情報及び資料を積極的に収集するとともに、主務官庁及び各支部との情報交換を密にし、事案発生に際しては厳正かつ迅速に処理する。
- 10 税理士の業務広告の在り方については、細則並びに運用指針に沿って適切に行われるよう指導監督する。
- 11 本会又は支部の会費を滞納する者に対する方策を講じる。

また、予算案は全体会議3回のほか、県委員会開催費及び活動費を要求することとした。

4. その他

委員から、各県の綱紀監察に関する現況について報告が行われた。

※文の途中で切れていました。



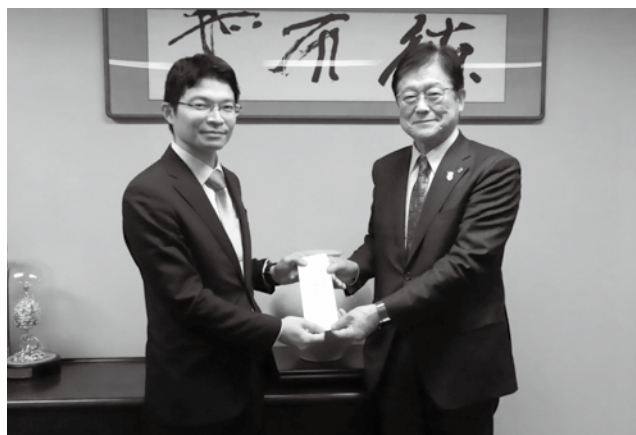
税 理 士 証 票 の 提 示
会 員 章 の 着 用
を 励 行 し ま し ょ う

◇ ◇ 日税連 会議出席報告 (2・3月) ◇ ◇

開催日	会議・行事名	主な内容	出席者
2月5日(水)	第4回研修部会 (ウェブ)	令和7年度マルチメディア研修等	市川研修部長
6日(木)	第5回デジタル・システム委員会 (ウェブ)	電子証明書等	佐々木情報化対策部長
7日(金)	第3回租税教育推進部常任委員会	大学寄附講座等	橋本租税教育推進部長
	第5回中小企業対策部会	創業支援セミナーの実施要領等	藤井中小企業対策部長
8日(土)	第4回制度部会	第7回税理士実態調査	越智制度部長
10日(月)	第4回財務部会	令和6年度決算見込、令和7年度予算等	西村財務部長
	第5回総務部会 (ウェブ)	税理士等の情報の公開に関する規程等の一部変更案等	石井総務部長
13日(木)	第7回調査研究部会 (ウェブ)	令和8年度税制改正建議書(案)の取りまとめ等	烏谷調査研究部長
17日(月)	第11回登録調査部会 (ウェブ)	登録申請書の調査等	白井登録調査委員長
20日(木)	第13回正副会長会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
	第11回登録審査会	登録申請者の登録審査	
21日(金)	第11回事業本部会 (ウェブ)	「税理」企画案の監修等	
26日(水)	第6回広報部会 (ウェブ)	対外広報等	秋山広報部長
3月18日(火)	第4回綱紀監察部会 (ウェブ)	会計法人の事務取扱規程に係る注意喚起事項等	北山綱紀監察部長
19日(水)	第12回登録調査部会 (ウェブ)	登録申請書の調査等	白井登録調査委員長
	第4回公益活動対策部会 (ウェブ)	地方公共団体監査制度研修等	杉田副会長・ 徳井公益活動対策部長
21日(金)	第4回日税連成年後見支援センター会議 (ウェブ)	日税連成年後見支援センターの事業等	井上センター長
24日(月)	第4回税務支援対策部会 (ウェブ)	令和6年能登半島地震等に係る支援施策等	西本税務支援対策部長
	第7回広報部常任委員会	対外広報等	秋山広報部長
25日(火)	第14回正副会長会	部・委員会等の具申等	浜崎会長
	第12回登録審査会	登録申請者の登録審査	
	第5回常務理事会	議決事項等	浜崎会長、 木村・杉田副会長
26日(水)	第4回理事会	報告事項等	浜崎会長、 木村・杉田・金子副会長
	第12回事業本部会	「税理」企画案の監修等	浜崎会長
	第4回国際部会 (ウェブ)	国際関係事業に関する報告書等	松岡理事
	第6回デジタルシステム委員会 (ウェブ)	国際関係事業に関する報告書等	佐々木情報化対策部長
27日(木)	第4回租税教育推進部会	大学寄附講座等	橋本租税教育推進部長
	第8回調査研究部会	令和8年度税制改正建議書(案)の取りまとめ等	烏谷調査研究部長
	第4回業務対策部会 (ウェブ)	書面添付制度等	西岡業務対策部長
28日(金)	第5回制度部会 (ウェブ)	次期税理士法改正に関する検討等	越智制度部長

確定申告期の協力に対する高松国税局長からのお礼状

4月1日、高松国税局小熊課税部長並びに吉川徴収部長が税理士会館を訪れ、確定申告期における税務支援や電子申告等の普及拡大に対する協力に対して感謝の意を表され、浜崎会長に上竹局長からのお礼状が手渡された。



謹啓 陽春の候 ますます御清栄のこととお慶び申し上げます
 四国税理士会におかれましては 平素から税務行政に対し格別の御理解と御協力を賜り 深く感謝申し上げます

令和六年分の確定申告は、マイナンバーカードを利用したスマートフォンによる申告を周知・広報するなど 自宅等からのe-Taxを利用した申告を推進してまいりました

貴会からは 昨年までと同様 無料申告相談及び電話相談を通じた適正申告・期限内納付に向けた御指導や 協議派遣事業における代理送信を行っていただくなど 並々ならぬ御尽力を賜りました

更に 会員の皆様方には 関与先の納税者への 定額減税やインボイス制度の周知・相談対応 贈与税申告を含めたe-Tax利用やダイレクト納付・振替納税等のキャッシュレス納付の利用勧奨 期限内納付指導などにも御協力をいただきました

今回の確定申告を無事に終えることができましたのも ひとえに貴会及び会員の皆様方の御尽力の賜物であり 心からお礼申し上げます

私どもといたしましては 今後とも e-Tax利用やキャッシュレス納付など 税務手続の簡便化とともに 事業者の業務のデジタル化に取り組むことで 税務を起点とした社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの推進に貢献してまいりたいと考えておりますので 引き続き 御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます

末筆ではございますが 貴会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を心からお祈り申し上げます お礼の挨拶といたします

謹白

令和七年四月一日

高松国税局長 上竹良彦

四国税理士会

会長 浜崎友二殿

高松国税局からのお知らせ

税務署窓口における取組について

1 「キャッシュレス推進デー」の実施について

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現に向けて、納税者の方が申告から納付までの手続をより簡単・便利に行っていただけるよう、オンラインを活用した税務手続の見直しに取り組んでいます。

この度、より多くの方々にキャッシュレス納付の利便性を感じていただき、継続して御利用いただけるように、全国の特定の税務署において「キャッシュレス推進デー」を設けることとしました。高松国税局においては次表のとおり実施します。

「キャッシュレス推進デー」とは、特定の日に税務署の窓口で納税のために来署された方を対象に、職員がキャッシュレス納付について丁寧に説明を行うことや、職員がサポートして実際にキャッシュレス納付の利便性を体験していただく日としています。

税理士の皆様におかれましては、社会全体のキャッシュレス納付の利用を増加させていくために、皆様御自身の利用や、関与先の利用環境に合わせた納付手段による利用勧奨につきまして、御理解と御協力をお願い申し上げます。

高松国税局管内の実施署	徳島、鳴門、阿南、川島、脇町及び池田署
実施期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
実施日	毎月10日 ※土日祝日の場合は、翌開庁日
主な取組内容	税務署において、以下の取組を「キャッシュレス納付推進協議会」のプロジェクトとして実施します。 ①源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー（仮称）によるキャッシュレス納付の疑似体験 ②ポスター掲示 ③のぼり旗の設置

庁HP「キャッシュレス推進デー」掲載ページへのリンク二次元コード⇒



2 税務署窓口の用紙コーナーの見直し

オンライン手続等の更なる推進の観点から、令和7年12月までに、順次、税務署窓口における用紙の配付方法を見直していきます。

具体的には、税務署の窓口付近に設置している「用紙コーナー」を撤廃することで、書面による手続からオンラインへ誘導するとともに、書面による用紙が必要な方のために、国税庁ホームページからの用紙取得が容易となるように、あわせて国税庁ホームページの用紙掲載場所等の見直しも進めていきます。ただし、総合窓口で請求いただくことで、これまでどおり用紙は交付いたします。

取組の実施にあたっては、国税庁ホームページからダウンロード可能な用紙につきましては、同様にそちらから御利用いただくようお願い申し上げます。

庁HP「税務手続の案内」ページへのリンク二次元コード⇒



|||| 業務対策部ニュース |||||

○「税理士業務のデジタル化 取組事例 50」の公開

日税連業務対策部では、全国の税理士事務所が行っている税理士業務のデジタル化への取組状況を、①事務所の規模ごと、②デジタル化の領域ごとに分類し、具体例を取りまとめ事例集として公開いたしました。

本事例集では、税理士業務のデジタル化を①税務行政対応②顧客対応③事務所の業務管理の3分類に大別し、各事務所が採用しているツールの利用状況を画像や動画として収録することで、より具体的に接することができるような工夫を施しました。また、事例の検索機能も搭載していますので、積極的なご利用をお願いいたします。

【日税連会員専用ページ】

ユーザ名・パスワードがご不明の方は
事務局へお問合せください



○「税理士紹介名簿」の廃止について

平成25年度の税制改正により相続税の基礎控除が引き下げたことにより、納税義務者が増加することが予想され、税理士会への相談をはじめ税理士の紹介依頼も増加することが想定されたことから、平成26年に当該税理士の紹介等に関して「相続税の課税ベース拡大に伴う納税者からの税理士の紹介に関する基準」を制定し、税理士紹介名簿への登録をお願いしてまいりました。

しかし、制定から10年を経過し税理士会への税理士の紹介依頼も皆無であることから廃止することとし、昨年11月の常務理事会において決議いたしました。

税理士紹介名簿へ登録をいただいた会員の先生方、ありがとうございました。

今後、事務局へ税理士の紹介依頼があった場合には、基本的に日税連の「税理士情報検索サイト」をお伝えすることといたします。

人も、会社も、もっと元気に！

中退共 CHU TAI 共 K Y O
小企業 退職金 済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK



詳しくはホームページへ

中退共



(独) 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部

TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

研修会のご案内

配信期間	時間	研 修 内 容	
		(テーマ)	(講師)
令和6年5月1日(水)～令和7年4月30日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	「増資・減資・自己株式等の 資本取引の実務」	公認会計士・税理士 東京会会員 太田 達也 氏
令和6年7月4日(木)～令和7年6月30日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第1回全国統一研修会 「税理士業務のための改正民法 (債権法)再確認」	弁護士 内田 久美子 氏
令和6年7月25日(木)～令和7年7月24日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	①経理業務合理化の必要性と デジタル化 ②帳簿と書類の電子化 ③スキャナ保存 ④電子取引と宥恕期間と令和5 年度改正 ⑤電子インボイスほか取組のア プローチ	公認会計士・税理士 東京会会員 佐久間 裕幸 氏
令和6年9月4日(水)～令和7年9月3日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	税務調査に活かす紛争予防税法学 —税務調査に裁判官の法的判断 の構造を活かす方法(基礎編)	専修大学教授 弁護士 増田 英敏 氏
令和6年9月12日(木)～令和7年9月11日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	『評価通達6項の適用を検証する!! (R6.1.18東京地裁判決を受けて、 実務家の視線から考える)』 【その他6項の重要事例を含む】	税理士・近畿会会員 笹岡 宏保 氏
令和6年10月8日(火)～令和7年9月1日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第2回全国統一研修会 【実例から学ぶ】小規模宅地等の 減額特例、配偶者居住権特例、 相続後空き家譲渡特例、居住 用財産譲渡特例	税理士・東京会会員 高橋 安志 氏
令和6年10月31日(木)～令和7年10月30日(木) (オンデマンド配信)	算定5時間	消費税研修会 「消費税トラブルの傾向と対策」	税理士・東京会会員 熊王 征秀 氏
令和6年11月29日(金)～令和7年11月28日(金) (日税連からオンデマンド配信)	算定5時間	令和6年度 第3回全国統一研修会 「税理士制度を俯瞰する ～税理士法の諸規定を中心として～」	税理士・東京会会員 坂田 純一 氏
令和6年12月9日(月)～令和7年12月8日(月) (オンデマンド配信)	算定5時間	税務調査対応のためのエビデ ンス研修会 「税務署を納得させるエビデンス —決定的証拠の集め方—」	税理士・東京会会員 伊藤 俊一 氏
①令和7年2月10日(月)～令和7年8月9日(土) ②令和7年2月10日(月)～令和8年2月9日(月) (日税連からオンデマンド配信)	①算定2時間 ②算定3時間	令和6年度第4回全国統一研修会 ①「令和7年度税制改正大綱の解説」 ②「法人税」	税理士・近畿会会員 上西 左大信 氏

※ ライブ配信・オンデマンド配信は、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」からご視聴ください。

※ 日税連では、マルチメディア研修で多くのコンテンツを配信しています。四国税理士会ホームページの「研修受講管理システム」にログイン後、「マルチメディア研修(日税連)」からご視聴ください。



阿南税務署の今昔物語

藤原 茂 (徳島支部)

阿南税務署の管内は広く、平成17年、18年の市町村合併までは、管轄市町村は14市町村ありました。

【富岡税務署から阿南税務署へ】

阿南税務署は、昭和33年に富岡税務署から改称されました。当時、全国に富岡税務署が4署（群馬県、福島県、愛知県、徳島県）あり、同一名称が混乱の元となったため、徐々に名称を変更していき、現在は富岡税務署として残っているのは群馬県のみです。



写真1：富岡税務署

【阿南税務署牟岐分室から廃止】

昔は、牟岐税務署（写真2）があり、昭和41年に廃止され、阿南税務署牟岐分室になり昭和44年には牟岐分室もなくなり、牟岐税務署がどこに設置されていたか不明のため、その探索に努めました。

「裏に川があったらしい」との声をヒントに牟岐町立図書館の方の協力を受け、牟岐町史・部落史を調べ設置場所が判明しました。（牟岐町中村本村の元ムギモータースの辺り）

また、阿南税務署牟岐分室廃止の「お知らせ」チラシ（写真3）がありました。（税務大学校租税教室資料室・所蔵資料より）



写真2：牟岐税務署

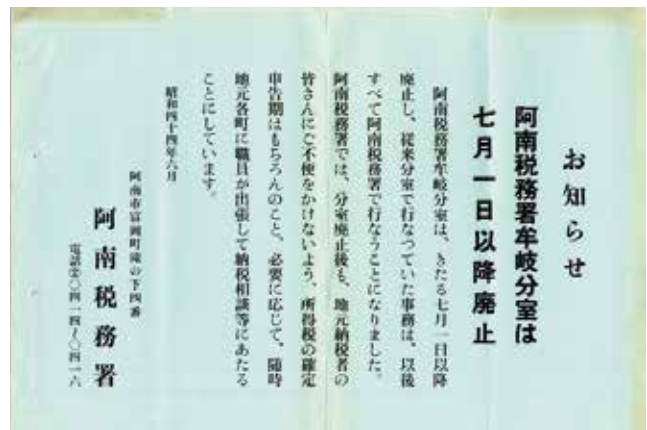


写真3：牟岐分室廃止のお知らせ

【阿南税務署の旧庁舎】

国税OBは、ほとんどの人がこの庁舎を思い出すでしょう。

私は、阿南税務署に4回勤務があり、1回目は昭和59年総務係長の時でした。当時、署長のあいさつ回りに同行しましたが、3日かかった事を覚えています。また、出張するのに、那賀町の旧木沢村・旧木頭村、海南町の旧宍喰町には片道1時間半以上かかっていました。税務署の住所地在阿南市富岡町滝ノ下で「滝ノ下」は急傾斜地の崩壊地域で一度、台風で庁舎1階が浸水になった事がありました。平成18年の市町村合併で地図から日和佐町、宍喰町等が消えたことは残念です。



写真4：阿南税務署旧庁舎

【阿南税務署の新庁舎】

令和元年5月に新庁舎は完成しました。

屋上は南海トラフ地震の津波避難所で、津波から地域住民の命を守る拠点施設になっています。

管内の特色として、農業はたけのこ、きゅうり、ゆず、畜産業は阿波尾鶏ブランドのブロイラー生産、工業は国内随一のLEDの製造工場があります。



写真5：阿南税務署新庁舎

観光地として四国遍路21番札所（太龍寺）～23番札所（薬王寺）、千年サンゴ（牟岐大島）、

大浜海岸のアカウミガメの産卵（美波町）、阿佐海岸鉄道には世界初のDMW（デュアル・モード・ビークル）が導入されています。是非とも皆様に歴史ある風情や美しい景色を観光し、リフレッシュをしてほしいと思います。

（写真は、阿南税務署より提供していただきました。）

—— 税理士の使命と倫理 ——
 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一. 税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に努めなければならない。
- 二. 税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三. 税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四. 税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五. 税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積極的に協力しなければならない。

四 国 税 理 士 会



Tax Accountant Information Network System

インフォメーション (情報化対策部) No. 162

今月は、原告が、令和元年及び令和2年分の所得税等について、所得税法第79条1項に規定する障害者控除を適用して申告をしたところ、処分行政庁が、障害者控除の適用は認められないとして、更正処分等をしたことから、その取消しを求めた事案です。

裁判所では、現行の所得税法施行令10条1項は、昭和41年に全部改正されたものであるが、改正前は、対象者の障害の程度について細かく規定していたところ、税務執行面でこうした障害の程度を判定することは困難であることに鑑みて、改正により、原則として、身体障害者手帳の交付を受けているなどの専門的知識のある機関において認定を受けている者を「障害者」であるとする改正経緯に加え、租税の確定及び執行においては画一的な処理が求められていることからすると、居住者が所得税法施行令10条1項各号に規定する「障害者」に当たるか否かについては、その文言どおりに形式的に判断される必要があつて、実質的な面からの解釈は許されないものというべきであり、各年の12月31日の現況において、原告は、身体障害者手帳の交付を受けていなかったから、障害者控除の適用を受けることはできないとしました。



◆TAINSメールニュース No.712 (2025.03.06 発行) より

【1】 今月のお知らせ

TAINS 研修サイトの更新について

研修サイト「TAINS MOVIE」に下記の通り「判例を読み解く TAINS 講座」の新作動画を掲載いたしました。ログイン後、左メニューの「研修サイト」をクリックすると30分研修動画が表示され、オンデマンド研修を受講できます。また、この研修は税理士会が実施する研修となり、視聴後に受講管理システムへのリンクボタンが表示され、受講時間を登録することができます。

同シリーズはいずれも受講時間が30分程度となっており、通勤時間等を利用して受講・登録ができます。

記

相続財産となる不当利得返還請求権～被相続人の口座からの多額の現金出金～

講師：税理士 草間 典子

今回は「調査に生かす判決情報第114号 東京国税局課税第一部国税訟務官室」(TAINS コード Z888-2554) の解説も加わっています。このような資料の利用は実務に役立ちます。

(データベース部長 田川 哲)



◆TAINSメールニュース No.714 (2025.03.27 発行) より

【2】 今月の判決等

障害者控除の適用の可否～身体障害者手帳を受けていなかった年分はNG!

(令06-02-27 千葉地裁 棄却・確定 Z888-2714)

この事案では、原告の令和元年分及び令和2年分の確定申告で、障害者控除の適用ができるか否かが争われました。当時、原告は、身体障害者手帳の交付を受けていませんでしたが、「特定医療費(難病指定)受給者証」の交付を受けていたことから、実質的に解釈すると「障害者」に該当するとして、障害者控除の適用を認めるべきであると主張しました。これに対して、裁判所では、次のとおり判断して、原告は、障害者控除の適用を受けることはできないとしました。

障害者控除の適用の対象となる「障害者」の定義規定に関する改正経緯に加え、租税の確定及び執行においては画一的な処理が求められていることからすると、居住者が所得税法施行令10条1項各号に規定する「障害者」に当たるか否かについては、その文言どおりに形式的に判断される必要があつて、実質的な面からの解釈は許されないものというべきである。

原告は、平成27年、千葉県知事から、指定難病に該当するとして特定医療費の支給決定がされて「特定医療費(指定難病)受給者証」の交付を受けており、各確定申告時も同受給者証の交付を受けていたが、身体障害者手帳の交付を受けたのは令和4年であつて、各確定申告時の令和元年及び令和2年の各12月31日の現況において、身体障害者手帳の交付を受けていなかったから、原告は、所得税法10条1項3号に規定する障害者に該当するものではなく、その他、同項に規定する者にも該当しない。

この原稿は、一般社団法人日税連税法データベースの承諾を得て作成しています。

《TAINS加入の方法》

- (1) インターネットを利用する場合 <https://www.tains.org/> の右上の入会案内のページから直接、または FAX での入会申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上お申し込みください。
- (2) 電話による場合 事務局 (03-5496-1195) までお電話ください。

税の広場

消費税の期限内納付のために計画的な納税資金の積み立てを！

○ 計画的な納税資金の積み立てには「予納ダイレクト」が便利です！

「ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）を利用した予納（予納ダイレクト）」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

※1 予納できる期間は、予納する国税の課税期間内となります。

例えば、個人事業者の令和7年分消費税の確定申告分は、

⇒ 令和7年1月1日から令和7年12月31日となり、期間内において任意の引き落とし日の指定が可能です。

2 利用できる税目は、「申告所得税及び復興特別所得税」、「贈与税」、「法人税（地方法人税）」及び消費税及地方消費税」です。

メリット

- ・ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
- ・ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
- ・ 定期的に均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法などご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、農林漁業 (飲食料品の製造に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (左記に該当するものを除く) など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%						
売上に対する納税額の目安率	1.0%	2.0%	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%							
年間課税売上高	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	年間税額	積立目安月額	
1,000万円	84万円	10万円	0.9万円	20万円	1.7万円	30万円	2.5万円	40万円	3.4万円	50万円	4.2万円	60万円	5.0万円
2,000万円	167万円	20万円	1.7万円	40万円	3.4万円	60万円	5.0万円	80万円	6.7万円	100万円	8.4万円	120万円	10.0万円
3,000万円	250万円	30万円	2.5万円	60万円	5.0万円	90万円	7.5万円	120万円	10.0万円	150万円	12.5万円	180万円	15.0万円


※上記積立目安月額額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和6年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が**20万円**の場合、月々の積立額は、**約1.7万円**になります。

※ 予納に当たっての留意事項

予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前（納期限前）に、その還付を求めるとはできません。

電子納税の利用

インターネットバンキングの場合は、e-Taxで納税額のある申告等データを送信した場合にメッセージボックスに格納される「納付情報登録依頼」から、インターネットバンキングのボタンを押し、遷移した金融機関のサイトから電子納税を行います。期日を指定することはできず、即時納付となります。(インターネットバンキングを利用する際は納税用確認番号が必要となります。一部の金融機関のペイジーマーク  の付いたATMでも電子納税が可能です。)



※自動ダイレクトが利用可能かどうかはシステムが判定

電子納税を利用するに当たって

顧問先の指定口座の残高状況によって自動ダイレクトかダイレクト納付又はインターネットバンキングによる電子納税のいずれを利用するかを検討が必要です。

納期限の預金残高が納税額を上回る(余裕のある)顧問先には、自動ダイレクトがお勧めです。e-Tax 納付完了通知の確認方法を周知しておけばPC・スマホから納税状況を確認してもらえるのではないのでしょうか。メールアドレスを登録しておけば納付完了通知がメールで届きます。(利用者IDと暗証番号を伝えておけば電子証明書は不要です。)

なお、申告期限の日(=納期限)に電子申告をして自動ダイレクトを選択した場合には電子納税が翌日(翌取引日)となりますが、翌取引日に口座引落しができれば、法定納期限から引落日までの延滞税や加算税はかかりません。(後述の方法で申告期日における即時納付も可能です。)

自動ダイレクトを利用しない場合には、e-Tax ホームページから e-Tax ソフト (WEB 版) にログインし、「電子納税の利用」に記載のとおり、メッセージボックスに格納される「納付情報登録依頼」から、顧問先が電子納税のための操作を行うことで電子納税ができます。(利用者IDと暗証番号を伝えておく必要があります。)



自動ダイレクトの場合は、e-Taxで申告等データを送信する画面に表示される「自動ダイレクト」の項目(左図①)にチェックを付けることで、自動ダイレクトの利用が可能となります。

なお、「自動ダイレクト」の項目にチェックをしなかった場合でも、インターネットバンキングと同じように、メッセージボックスに格納される「納付情報登録依頼」から、ダイレクト納付のボタンを押して即時又は期日を指定しての電子納税ができます。

利用者の声

税理士

- ・自動ダイレクトに同意を得られた顧問先には自動ダイレクトを行っております。資金繰りに余裕のある顧問先の利用が多いです。
- ・顧問先が当日の朝に引き落とし口座に入金したのに残高不足でダイレクト納付ができなかったことがあります。引き落としは朝一（9時過ぎ）のようですので、前日までに納税資金を入金するようお願いしております。
- ・訂正申告の必要があり、訂正申告でも自動ダイレクトを選択する場合、当初申告のダイレクト納付を取り消さずに訂正申告で自動ダイレクトを利用すると、二重納付と判定されて、ダイレクト納付エラーとなりますので注意が必要です。
- ・多くの顧問先にダイレクト納付を利用してもらっていますので、メッセージボックスの確認が結構手間、一つ一つ開かず一括で見られたら便利なのにと感じています。
- ・e-Tax 開始直後からインターネットバンキングによる電子納税を顧問先に勧めてきました。利用可能金融機関の増加に伴い、インターネットバンキングによる電子納税の利用先も増加し、ダイレクト納付が始まると切り替えてもらいました。新型コロナで金融機関に出向きたくないということで、渋っていた顧問先の利用も増えました。
- ・ダイレクト納付を早くから始めた顧問先からは、源泉利用の際の自動ダイレクトのチェックを忘れてしまうと言われました。表示をもっと目立つようにしていただきたい。
- ・今年の確定申告の際、ダイレクト納付利用届出書をオンライン提出してみたのですが、金融機関のサイトに移ったら金融機関の利用時間外だったので、その日の申請になりませんでした。

納税者

- ・本支店間の資金移動が済まないで納税資金が不足するので自動ダイレクトは利用していません。インターネットバンキングは利用していますが、ダイレクト納付の「今すぐ納付」の方が短時間で終わりますので、ちょこちょこ残高を確認しながら、納税資金が確保できたタイミングでダイレクト納付を行っています。
- ・納税のために銀行に行かずに済むのでとても助かっています。

日本税理士会連合会「税理士のための電子申告Q & A」の案内

<https://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/auth/faq/>

「税理士のための電子申告Q & A」に更に詳しい情報が掲載されています。

会員異動

新入会員です。よろしくお祈いします。

入会〈3月25日〉・・・新入会員



3月の登録者に税理士証票を交付



いりの ゆう
入野 祐
支 部 丸亀支部
事務所 丸亀市魚屋町45
入野俊彦事務所
電 話 0877-22-6174
趣 味 映画鑑賞



じんない しんじ
神内 信治
支 部 高松支部
事務所 高松市丸の内10-21
三木洋事務所
電 話 087-821-5577
趣 味 筋トレ



のむら あきこ
野村 章子
支 部 高知支部
事務所 高知市南はりまや町
1-17-18
アルクビル2階
池田陽輔事務所
電 話 088-856-9980
趣 味 箏、読書



おかだ こうき
岡田 浩希
支 部 伊予西条支部
事務所 西条市壬生川107-9
高田勝人事務所
電 話 0898-64-2274
趣 味 ゴルフ



まつした ひかる
松下 光
支 部 松山支部
事務所 愛媛県伊予郡砥部町
宮内333
電 話 089-962-6085
趣 味 子どもと遊ぶ

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。4月（会報発行日以降）～6月の相談日等は下記のとおりです。

県	場 所	相 談 日 時	科 目	担 当 者	
香 川	税理士会館2F	6/12 (木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		5/8 (木)		資産税	岡田 隆行
愛 媛	愛媛県税理士会館	5/2 (金)・6/6 (金)	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		4/18 (金)・5/2 (金)・6/20 (金)		資産税	潮見 秀孝
		5/16 (金)・6/6 (金)			池田 康廣
徳 島	県連事務局	4/18 (金)・5/2 (金)・5/16 (金) 6/6 (金)・6/20 (金)	13時～16時	資産税	坂野 哲也
高 知	県連事務局	5/7 (水)・6/4 (水)	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		4/16 (水)・5/21 (水)・6/20 (金)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)



もり ゆういち
森 湧一
 支 部 高松支部
 事務所 高松市福岡町2-20-23
 税理士法人
 石川オフィス会計
 電 話 087-821-5577
 趣 味 好きなバンドのライブに
 行くこと



もり ゆうへい
森 有平
 支 部 高松支部
 事務所 高松市仏生山町
 甲354-10
 電 話 087-813-6149
 趣 味 アウトドア、釣り、
 ゲーム

入会〈2月3日〉・・・税理士法人
 ●税理士法人コム・タックス（主たる事務所）
 事 務 所 松山市萱町2-2-5
 電話番号 089-907-4005
 社 員 森川 東一
 曾我部 周子

税理士の事務所所在地変更

氏 名	事務所所在地
池見 融	高松市番町3-3-17 プレシャス番町ビル3階
野村 功子	松山市堀江町甲1455-18
辻 和伸	坂出市文京町1-2-14

退会
 （業務廃止）
 〈3月24日〉 青山 健一（松山支部）
 〈3月25日〉 長井 明美（松山支部）
 〈3月27日〉 柏木 菊雄（高松支部）
 〈3月31日〉 石川 望（伊予三島支部）
 〈3月31日〉 安藝 清子（徳島支部）
 〈3月31日〉 加納 榮一（新居浜支部）
 〈3月31日〉 高橋 正博（観音寺支部）

訃 報

謹んでお悔やみ申し上げます
 阿河 良 先生（高松支部）
 3月4日 86歳
 佐柄 時佳 先生（坂出支部）
 3月13日 94歳

四国税理士会 会員数 令和7年3月末現在（月末退会者含む）

県 名	税理士会員	税理士法人会員		
		主	従	計
香 川	550	29	17	46
愛 媛	577	44	21	65
徳 島	298	25	14	39
高 知	238	10	5	15
合 計	1,663	108	57	165

※ 主は主たる事務所、従は従たる事務所

編 集 後 記

間もなく開催される大阪万博。幼少の頃、神戸ポートピア博覧会とつくば科学万博へ行き、未来への期待にワクワクしたことを覚えています。今回の万博は「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、様々な先端技術や文化、アイデアが集結することのこと。今のところ、直接足を運ぶ予定はありませんが、ニュースなどでその様子に触れ、未来への想像力を膨らませたいと思っています。
 （松井）

税理士業界の皆様だけがご加入できる

信頼と安心の 年金基金



ふやしマリスの「ふーちゃん」

5人以上の従業員を雇用している土業の個人事務所は社会保険への加入が必要となっています

2025年4月に
制度の変更を
行いました

- ✓ 一時金の支給要件を1ヶ月に短縮
- ✓ 年金掛金率を事業所毎に
1.2%・3.0%・5.0%から選択可能

ご加入いただける方

厚生年金に加入している
税理士事務所、税理士法人、
その他法人(株式会社、合同会社等)が
ご加入いただけます。



ご加入の
メリット

1

掛金は
全額損金算入
できます

2

採用力の強化や
離職の防止にも
貢献

3

退職金の
社外積立に
利用できます

4

積立額は
元本割れ
しません

5

70歳まで
加入
できます



日本税理士企業年金基金

<https://www.nenkin-kikin.jp/zeikikin/> 

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
TEL.03-5740-0851(代) / FAX.03-5740-0853
Mail:contact@zeikikin.or.jp

制度の詳細、資料請求はこちらから



協 同 組 合 情 報

第25回 税理士VIP代理店挙績キャンペーン(Z2)

1. 対 象 税理士VIP代理店
2. 期 間 令和7年4月1日～令和7年12月31日
3. 表彰基準
 - (1) ドリームA賞
キャンペーン期間中に成立した全税共扱いの保険契約の月額保険料100万円以上
 - (2) ドリームB賞
キャンペーン期間中に成立した全税共扱いの保険契約の月額保険料50万円以上
 - (3) 四税協特別賞
キャンペーン期間中に成立した全税共扱いの保険契約の月額保険料40万円以上
4. 賞 品
 - (1) ドリームA賞
★10万円のギフトカード（商品券）
 - (2) ドリームB賞
★5万円のギフトカード（商品券）
 - (3) 四税協特別賞
★3万円のギフトカード（商品券）
5. そ の 他
 - (1) 上記賞は重複して表彰しない。
 - (2) 営業職員との共同募集形態の場合は、原則として半額を計上する。
 - (3) VIPの年払契約の保険料は、1カ月分（12分の1）を計上する。
 - (4) 全税共年金の一括払の保険料は、100分の3の計上とする。
 - (5) 他契約（全税共扱い以外の契約）からの変更も業績の対象とする。

◆「税理士VIP代理店」提携生命保険会社

朝日生命・第一生命・日本生命・ジブラルタ生命・明治安田生命・エヌエヌ生命・メットライフ生命・住友生命・SOMPOひまわり生命・アクサ生命・富国生命・三井住友海上あいおい生命・オリックス生命・FWD生命



四国税理士共済会事業

税理士報酬専用商品 報酬口座振替システム

ご利用料金	
項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい
インターネットによるデータ入力でも臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金	
請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例 (別途消費税)		
請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

お問合せ先
〔委託先会社〕
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル
0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

おかげさまで創立40周年

関与先にも
お勧めください!

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための

特定退職年金共済制度

事業主にも従業員にも嬉しい「ぜいたいきょう」の退職金制度

複利で2%!!

紹介手数料をお支払いします
ひとり1件紹介キャンペーン実施中

紹介キャンペーン
実施中

関与先をご紹介いただいた場合

新規加入事業所 20,000円/1件+消費税
被共済者 5,000円/1名+消費税

税理士をご紹介いただいた場合

新規加入事業所 40,000円/1件+消費税
被共済者 5,000円/1名+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。
詳しくはぜいたいきょう事務局まで。



ご契約いただける方 関与先の皆様もご加入できます

- ①税理士会会員(税理士法人含む) 満65歳未満までOK!
- ②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
- ③関与先等(賛助会員)

制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
ただし、満60歳未満の方まで可。
- ※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
お手元がない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。

★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

※掛金の費用負担はございません。

退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数	10口(10,000円)の場合		
	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共

一般社団法人 **ぜいたいきょう**

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846

さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階

Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261

http://www.zeitaikyo.com



ぜいたいきょう 検索

制度の詳細はホームページ
をご覧ください

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

(株)日税ビジネスサービスは おかげさまで創立50周年を迎えました

税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度



インボイス制度
&
電子帳簿保存法保存期間対応!

関与先様 1件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で
検索

報酬自動支払制度 検索



用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型

売上管理型



少ない件数からの
利用をお考えの先生

基本料が無料なので気軽にご利用を
開始できます。

基本料 (振込手数料含む)

口座振替請求手数料

無料

335円/件



請求・集金に関する
業務負担軽減を
お考えの先生

機能が充実し事務所の請求管理業務の
一部を自動化できます。

基本料 (振込手数料含む)

口座振替請求手数料

1,800円/月

240円/件

5日と28日両方の振替日をご利用
の場合、2,100円/月となります。

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは

0120-155-551

関与先様の集金は My 集金 NET

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

賃料・各種会費・購読料など定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは **03-3345-0890**



税理士協同組合事務代行社

株式会社 **日税ビジネスサービス**



税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険

加 入 の お す す め

この保険（主契約）は、税理士の過失がなければ納付を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主に対象としています。事故原因の多くは、【うっかり】【思い込み】です。

- (例)・税法上の選択誤りや届出失念
- ・優遇措置の適用失念
- ・一般に修正が認められるケースでの更正請求の期限徒過

よくあるご質問

「裁判」にならないと保険が使えない？ → 裁判に限りません
 依頼者から電話、書面、メールなど手段は問わず、保険期間中に賠償請求を受けた場合も事故発生とみなします。

税理士業務を行う時に加入していれば大丈夫？ → いいえ
 損害賠償請求を受けた時に加入していることが条件です。
 税理士業務を行った時の保険加入有無は問いません。

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。

専門家責任を果たすための一つ的手段として、加入をおすすめしています。

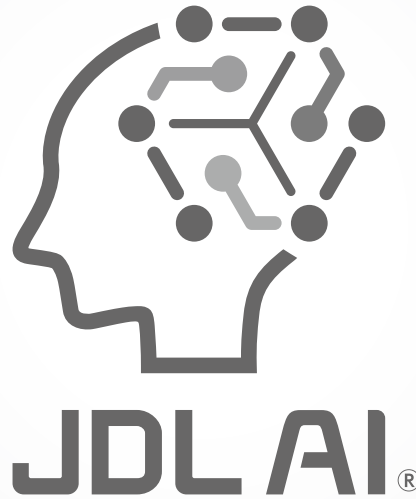
保険契約者（団体契約）日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館 5 階
 電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907
<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>

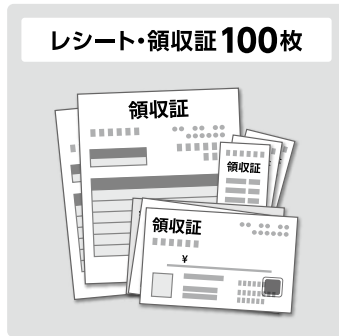
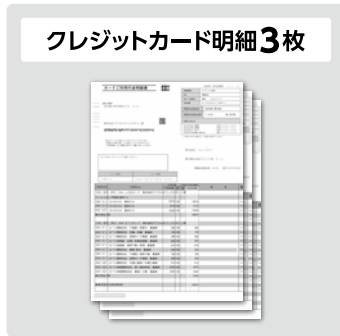


7,000件の会計事務所をご利用いただいている確かな実績!
入力業務削減は「JDL AI」。



顧問先1件分(約250仕訳)の仕訳生成がわずか**2**分で完了!

新開発 証ひょう読み取りと同時に仕訳を生成! **「オンタイム仕訳生成処理」**



※通帳見開き3ページ、クレジットカード明細3枚、レシート・領収証100枚(計約250仕訳)を、弊社所定のサーバーおよび証ひょう読み取り機器にて読み取り、JDL AIによる仕訳データ生成を行った実測値です。動作速度等は、ご利用環境・対象となる証ひょうの種類・内容によって異なります。

あっという間に仕訳が生成される様子を動画でご覧いただけます!

JDL

検索



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3
 ☎03(5606)3111(大代表) <https://www.jdl.co.jp/>



JDL AI-OCRで会計事務所が大きく変わる

税理士に扮した新妻聖子さんが、大きく変わる会計事務所の姿を熱く語ります!

動画公開中



高松営業所 / 〒760-0017 高松市番町1-6-1 (両備高松ビル3F) …… Tel.087-805-1521(代)

全国税理士共栄会だより No.588

(2025年4月号)

税理士と事務所職員、
関与先等関係者のための拠出型企業年金保険

全税共年金

計画的な資産形成で
未来に安心を

掛金は月々1万円から5千円刻みで自由に設定 一括払のみの増口も可能です

1 掛金は自由に設定できます

・月々1万円から生活設計に合わせて自由に設定できます。

新規加入	月 払	1口5千円で2口以上40口まで
	一括払	1口10万円以上(任意) ただし、1回の加入につき200口まで(通算400口まで) 一括払のみの加入はできません
増口	月 払	1口5千円以上 毎月
	一括払	1口10万円以上 一括払のみの増口も可能 年2回(1・7月)及び年金請求時
減口	月 払	2口以上を残し、1口単位で減口可能 年2回(1・7月)

・月払と一括払を組み合わせることで、より計画的な資産形成をすることが可能です。一括払は月払に比べ、積立金(脱退一時金額)が掛金累計額を早く上回ります。

2 年金の受取方法が選べます

・給付金請求時に、次の3種類から選択できます。

- 1) 10年確定年金
 - 2) 15年確定年金
 - 3) 10年保証期間付終身年金
- ※年金に代えて一時金でも受取ることができます。

2024年度 全税共年金の委託割合・予定利率・配当率

会社名	委託割合	予定利率	配当率
第一生命	43.82%	1.25%	0.00%
日本生命	26.82%	1.25%	0.00%
富国生命	13.42%	1.30%	0.30%
住友生命	9.00%	1.25%	0.00%
明治安田生命	6.94%	1.25%	0.00%

※委託割合・予定利率は変動することがあります。
※前年度の運用実績が予定利率を上回った場合は配当が上乘せされます。
※掛金の内より制度運営事務費を徴収します。

資料請求・お問い合わせ

全税共年金の詳細はパンフレットでご確認ください。
パンフレットは以下の全税共年金取扱保険会社もしくは全国税理士共栄会までご連絡ください。

全国税理士共栄会 TEL.03-5740-8331(代)

<全税共年金取扱保険会社> ●第一生命 ●日本生命 ●富国生命 ●住友生命 ●明治安田生命

全税共の事業はホームページでご案内しています。 [全税共](#) [検索](#)